

## キリスト教学校と道徳の教科化

— 問い直される幼・小・中・高における聖書科カリキュラムと教員養成・研修 —

Christian Schools and Moral Education as a Formal Subject in Japan

— Repercussions and Implications for Teacher Training and Biblical Studies —

町 田 健 一\*

### 要旨

これまでの「道徳の時間」は、いよいよ「特別の教科 道徳（仮称）」に位置づけられ、検定教科書が導入される。文科省は、全科の指導要領改訂は2016年（全面実施は2020年度）を予定しているが、「特別の教科 道徳」については2014年秋には改訂、2015年より先行実施（全面実施は2018年）を考えている。教育課程部会答申案では、幼稚園教育要領内容、高等学校への新科目設置提案まで踏み込んでいる。現段階では、今まで通り小・中学校の道徳の時間の代替として「宗教」を位置づける事は可能とされているが、キリスト教学校にとって、重要な課題が突き付けられている事を明らかにする。

キーワード：キリスト教学校(Christian School)／道徳の教科化(Required Subject-Moral)／  
聖書科(Department of Biblical Studies)／  
教員養成・研修(Teacher Enrichment Studies and Training)

### I. 問題の背景

「道徳の時間」は、1958年（昭和33年）の指導要領改訂で、週一時間、小学校・中学校に新設され、担任による指導となった。戦前・戦中の、「天皇に忠、親に孝」のいわゆる忠孝道徳としての「修身」への国民的反省から、道徳教育には根強い警戒心があり、紆余曲折の議論の末のことだった。

ただし、私立小学校・中学校は、「宗教」を教育課程に加える事ができ、あるいは、「宗教をもって道徳に代えることができる」（学校教育法施行規則第50条 第2項、第79条）規定がある。

#### 小学校関係として

##### 第50条（教育課程の編成）

（1）小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、道徳、特別活動並びに総合的な学

習の時間によって編成するものとする。

（2）私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもって前項の道徳に代えることができる。

#### 中学校関係として

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。

キリスト教学校は、この条文をどう扱うかで、その教育姿勢、教育内容が大きく変わる。すなわち、「道徳」を教育課程に位置づけて、その上に「宗教（以下、聖書と記述）」を「加える」のか、あるいは、「道徳」を「聖書」にまったく置き換えるのかである。後述するが、前者の場合、特に聖書は道徳ではないとして「代替」案を拒否する神学的立場であるが、（今回の改訂では「代替」規定維持であるが）今後の中教審の審議次第でキリスト教学校と言えども「特別の教科 道徳」を置き、新指導要領のもと検定教科書を用いる事に

\* MACHIDA, Kenichi  
国際基督教大学 教養学部 教育学

なる可能性がある。また、ノン・クリスチアンの教員が過半数を占める特に進学校で、さらに「聖書」の時間を確保できるかの問題が起こる。現在は「聖書」が代替となるのでかろうじて設置できているという学校の現状があるからである。この議論は慎重に賢く行う必要がある。

一方、後者の場合、本論文で議論する道德の教科化が実施されても、当面、キリスト教学校の聖書科は維持されると安堵する向きがあるが、道德的内容を含めるかの問題、「宗教」と「道德」の教員免許状有る無しの違いや担当教員への期待の問題、教員養成カリキュラムの問題等、様々な現実的な不満が噴出する危険が明らかである。いつまで「代替」論が維持されるかを注視しておく必要がある。

議論を、「道德の時間」設置以降の動きに戻す。その後も、修身復活論は極論としても、「愛国心の涵養」「宗教的情操の育成」の必要を訴える動きは、指導要領改訂のたびに継続して「道德の時間」徹底の必要を強力に主張してきた。さらにいじめ、子どもの自殺・生命の軽視、世の中のモラルの低下を憂い、「道德の時間」が教育現場できちんとなされていないこと（他の教科の授業の遅れの補いになったり、学校行事の準備になったり）を原因と位置づけ、その延長として、道德の教科化、検定教科書の導入の必要が叫ばれてきたのである。

まず、2002年（平成14年）4月、全国の小・中学校に無償配布した道德の副教材『心のノート』の配布、公立学校の教員研修が徹底され、道德の公開研究授業が盛んに行われた。そして、2013年（平成25年）2月26日、政府の教育再生実行会議が『いじめ問題等への対応について』（第一次提言）で、いじめ問題への対応として「道德の教科化」を提言、安倍内閣の政治的な力で中教審の議論に先行して文科省は、「道德の教科化」ありきで対応してきたのである。

## II. 教育再生実行会議による「道德（徳育）の教科化」提言と、その後の動き：幼稚園から高校まで

2013年（平成25年）1月15日の安倍政権の閣議決定で、教育改革推進のため教育再生実行会議が

設置された。その第一次提言が、同年2月26日の道德の教科化提言を含む『いじめ問題等への対応について』である。同年3月26日初等中等教育局長決定で、文科省に「道德教育の充実に関する懇談会（有識者会議）」設置（最終回は第10回：12月2日）、2013年（平成25年）12月26日、下村文科大臣に報告書『今後の道德教育の改善・充実について～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～』が提出された。通常の中教審への諮問の前に道德の教科化の骨組みが出来てしまっていたことになる。主な点は以下の通りである。

- ・「特別な教科 道德<sup>1</sup>」の設置：指導要領全面改訂に伴う教科書の作成・実施は2018（平成30年）年以降になってしまうため、一部改正で、2015年（平成27年）にも先行実施を考える。
- ・検定教科書導入：憲法、法律、学習指導要領の趣旨に沿っているかの、大きな基準で検定可能とする。それまで『心のノート』の活用、“その良さを引き続き生かし”、“家庭の道德教育にも資する”検定教科書を作成。
- ・5段階等の数値評価は行わず、記述式等多様な評価方法
- ・指導は担任。専門教員の研修を考える。
- ・教員養成課程<sup>2</sup>：①歴史・理論に、②実践的内容（教材研究と指導法）と③教育実習を課す

懇談会メンバーが報告書提出後も抱き続ける問題意識は以下のようなものである。

- ・学校現場での「道德」教育の不徹底（教育内容、方法、教員の指導能力）
- ・「宗教」は、道德教育に貢献しているか？ 道德的效果はあるのか？
- ・「宗教」は、そもそもきちんと実施されているか？ 道德の内容を網羅しているか？
- ・「道德」には教員免許状がなく、「宗教」には教員免許状がある矛盾
- ・私立（宗教立）学校切り離し実施案に委員の強い懸念（二重構造が認められるか？）
- ・私立学校の研修問題（初任者研修を含めた不

徹底：修士レベル化問題とも絡み)

- ・私立(宗教立)学校に道徳推進派の長年の主張である愛国心の涵養、宗教的情操の育成、いじめ対策等が十分徹底できない。

これらの経過を踏まえて、初等中等教育局教育課程課は、急ピッチで「心のノート」を改訂、課長通達で私学にも2014年(平成26年)4月から改訂版配布を行った<sup>3</sup>。

上記懇談会の報告書を受けて、2014年(平成26年)2月17日、下村大臣は中教審に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問。中教審教育課程部会「道徳教育専門部会」(14名の委員)を発足、3月18日第1回目の審議入りした。専門部会は、同年9月19日(第10回)で「答申案」をまとめ、直ちに9月24日に、中央教育審議会初等中等教育分科会(第91回)・教育課程部会(第89回)合同会議が開かれ、道徳に係る教育課程改善等に関する上記答申案が議論された。いよいよこれまでの「道徳の時間」を「特別の教科 道徳(仮称)」に位置づけ、検定教科書を導入しようとしている。全科の指導要領改訂は2016年(全面実施は2020年度)を予定して作業が行われているが、「特別の教科 道徳」については2014年秋には改訂、2015年より先行実施(全面実施は2018年)を考えている。さらに特記すべき事として、上記「答申案」においては、今後の指導要領改訂での、幼稚園教育要領内容、高等学校への新科目設置提案まで踏み込んでいることである。現段階では今まで通り道徳の時間の代替として「宗教」を位置づける事は可能とされているが、キリスト教学校にとって、重要な課題が突き付けられている事を本論文では明らかにする。

### Ⅲ. 日本における道徳教育、教科化の問題点：アメリカとの対比で

議論が飛躍するようであるが、今日の世の中は「もはや戦後でなく戦前である」との戦争体験者の言葉と、現政権の平和憲法改正の動きを重ねて、道徳教育の教科化に慎重に身構える気持ちは、はたして過敏すぎるのであろうか？世論(特に若者)は、昭和の時代と異なり、道徳教育に抵抗心がなくなり、むしろ、「道徳教育を実施すべき」

の意見が強くなっている。愛国心、君が代、日の丸問題も、オリンピック、サッカーの盛り上がりで、まったく抵抗がなくなっていること。戦後生まれの教員構成となった上に、団塊の世代も教育の現場を去って教員が若返り、15年戦争時の「修身」教育の怖さを体感、警告する教員が学校現場にいらなくなっていることに不安を感じる。これらの問題は、キリスト教学校教育以前の重要な教育問題である。

道徳の教科化に関して慎重になるべきこととして第一に挙げるべきことは、日本人の道徳教育に対する抵抗感の課題がある。道徳教育は何が問題なのか？戦前の「修身」、君が代・日の丸に対する嫌悪感であり国外の反応も無視できない。第二に、国家が子どもの内心に介入することは許されるのかの議論。第三に、検定教科書の導入の問題である。文科省お墨付きの“良く出来ている”と言われる『私たちの道徳』がすでに配布されてしまっていることにより、はたしてどれだけ多くの教科書出版業者が『私たちの道徳』の上をいく教科書作成に着手するであろうか？明治期の検定教科書は、教科書疑獄を経て国定教科書となって「修身」の国定教科書となってしまったが、教科書疑獄は起こらないとしても、『私たちの道徳』が一人勝ちして、実質国定教科書ようになる不安を抱くのは筆者だけであろうか。

東京弁護士会も、2014年7月7日に『道徳の教科化等についての意見書』をまとめ、公開した。その主旨は以下の通りである<sup>4</sup>。

以上のおおりの報告書は、道徳という、個人の内心に密接に関わる領域に関する教育につき、国家が特定の価値観、倫理観、思想を公定し、「善いこと」、「正しいこと」とし、それらを子どもへの受け入れの強制となるおそれがある現行の道徳教育を肯定的に評価し、そのような評価を前提としつつ、その強化・充実化の方策として、道徳の「教科化」と、道徳教育の「評価」、検定教科書の導入、及び教員研修の抜本的強化や教員養成課程の充実化等の方策を提案するものである。これらの報告書の提案は、国家が子どもの内心に介入するおそれのある現行の道徳教育をいっ

そう強化し、子どもに対し、いっそう国家が公定する特定の価値の受け入れの強制をすることとなる点で、憲法及び子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、幸福追求権、思想良心の自由、信教の自由、学習権、成長発達権及び意見表明権を侵害するおそれがあるものと言わざるを得ない。したがって、当会は、報告書の提言につき、見直すべきであるとの意見を述べる。

一方、アメリカにおける道德教育（人格教育、公民教育）との対比で考えるに、筆者は、道德教育そのものに罪はないと考える。アメリカは、国、州ともに教科としての設置はない。ただし、人格・品性教育を必修化（18州）、実施の推奨（18州）を行っている<sup>5</sup>。

コールバーグの「道德発達段階<sup>6</sup>」をもとに、道德性の発達を重視した教育実践の推奨、リコーナの『品性の教育<sup>7</sup>』に表された、人として生きるのに必要な価値の伝達等も示唆に値する。アメリカにおいては、「人格・品性の教育」「公民教育」は一般に受け入れられている。アメリカにおいて議論になる

のは、価値観の指導について、提示の仕方、考えさせるプロセスの議論であり、日本の道德教育を議論する時に、一方的に道德教育を拒否することには注意が必要である。キリスト教学校では、キリスト教の精神に則った「キリスト教倫理」の指導は重要な教育課題であるからだ。重要な注意は、日本の道德教育の指導（愛国心教育等の課題はあるが）も、キリスト教倫理の指導も、その指導方法にあると考える。

#### IV. キリスト教学校の緊急課題

2013年（平成25年）2月26日の、先に述べた教育再生実行会議の道德の教科化提言を含む『いじめ問題等への対応について』（第一次提言）の発表を受けて、日本キリスト教教育学会は、学会の課題研究「キリスト教学校の教員養成・研修」部会が作成した文科省への要望書を、常任理事会で承認、理事会名にて提出した（資料1）。多くのキリスト教学校においては、「宗教をもって道德に代えることが出来る」ことの継続は、重要な意味があるからである。学会は、キリスト教学校教育同盟や日本カトリック学校連合会にも「要望書」のコピーを送付、日本カ

<資料1>

2013年7月20日

#### 教育再生実行会議第一次提言書における 「道德の教科化」提言に関する要望書

日本キリスト教教育学会理事会

平成25年2月26日教育再生実行会議の第一次提言書に「道德の教科化」提言が盛り込まれましたが、引き続き「宗教をもって道德に代えることが出来る」措置が継続されるように、要望致します。文部科学省におかれましては、下記の理由により、キリスト教学校の教育に対してご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 1958年（昭和33年）、小学校・中学校の指導要領改訂時に新たに「道德の時間」が設置されたが、私学教育の独自性・多様性が尊重され、私立小学校・中学校は、「宗教をもって道德に代えることが出来る」（学校教育法施行規則第50条第2項、第79条）ことが明記されている。
- 2 キリスト教学校は「聖書」に基づく教育を行い、日本においても100年以上の先進的な教育実践・実績がある。キリスト教の世界観・人生観に基づく教育は、自律的な道德を高揚し、多様性と人権を尊重し、他者に奉仕する生き方の意義を示し、今日のグローバルな社会において重要な役割を担ってきている。
- 3 キリスト教学校は、「道德の時間」の代替である上記「聖書」の授業を中心に、各教科、総合的な学習の時間、特別活動、外国語活動、および、生徒指導など教育活動全体を通して、キリスト教の精神、キリスト教倫理の涵養に努めている。

以上

トリック学校連合会は、日本カトリック学校教育委員会、日本カトリック小中高連盟の連名により文科省に同様の要望書を提出した(2013年10月1日付)。実際は、仏教関係団体からの要請が決定的だったようで、“宗教には手を付けず”となったようである。

キリスト教学校教育同盟における議論には、「答申、通達も出ていない時に、なぜ先走って検討する必要があるのか？」の考え方もあったと聞く。しかし、この数年の「教職大学院を中心とする」教員免許制度改革への動きに対しては、現行の「専修免許」維持、専修免許課程における「長期実習設置案」を「実践的な科目設置」への軟着陸等は、私大として様々な委員会を通しての文科省・中教審委員・国研との地道な「あり方論」としての討論、交渉の結果である。文科省は、基本的に国立大学、公立学校を念頭に考えていて、私学のことには十分に考慮されていないことが多い。様子見でいけば大変な結果になっていた。決まってからでは遅すぎるのである。事実、道徳の教科化は、異例のスピードで中教審での議論が進み、来年度2015年(平成27年)4月に前倒しで実施されることとなった。

以下にまとめる課題は、キリスト教学校で孤軍奮闘している聖書科教員に押しつけられる問題ではない。それぞれのキリスト教学校が、学校として対応すべき問題であり、また、キリスト教学校教育同盟・日本カトリック学校連合会や、「宗教科」の教員養成をした／している大学が対応する責務があると考え。直ちには考えられないが、強行に私学も含めた「道徳の教科化」が進むと、キリスト教学校が対応できなくなる可能性があり、研究する余裕のある大学、幼・小・中・高(自分の学校が対応できるかでなく)が、協力すべきと考える。具体的なキリスト教学校の、考え得る緊急課題は主に以下の7項目である。

#### 1. 「代替」維持の課題

- ・「代替」の現状維持は可能か？

公立学校、一般の私学に「特別の教科 道徳」が導入された後、「宗教」における道徳的内容に対する疑問視、検定教科書を使用しないなどの矛盾・問題点が浮き彫りにされるであろう。

- ・「代替」である聖書の時間に、道徳の指導内容(4領域24項目)の織り込みを求められた場合、対応できるのか？今後、聖書科の内容・方法の研究は緊急課題である。
  - ・『私たちの道徳』、その後の検定教科書の使用を求められたら、どのように対応するのか？どう理論武装するのか？検定教科書は法的に使用義務があるからである<sup>8</sup>。
- #### 2. 私学にも、「宗教」が代替とならず「道徳」の設置が求められた場合の課題
- ・道徳は教科として教えられるものか？いわゆる、「国家が子どもの内心に介入するおそれ」に対して、どのように対応するかである。大学教職課程における「宗教科教育法」の課題にも直結する(価値観の押し付け)問題である。また、指導法の問題としてだけで解決出来るかの問題である。
  - ・代替とならない場合は、聖書の時間は、別の教科として純粋に聖書そのものを教えることになるが(聖書は道徳の代替とならないという神学的主張には合致する)、別に聖書の時間を確保できるか？ 1958年(昭和33年)指導要領改定前のキリスト教学校のように、聖書を別に置けるか？キリスト教学校でありながら、現在道徳の代替が出来るので聖書をかろうじて置けている学校が多くあるという現実がある。現段階でも、すでに「総合的な学習」の時間に組み込まれている学校もある。礼拝を聖書に置き換えようという考え方も出ている。実は、この問題が現在のキリスト教学校の重要な課題である。
  - ・道徳が教科となり、聖書科を別建てにしようと努力すると、学内の時間割上のせめぎ合いが起こるだけでなく、例えば、道徳の扱うべき指導要領の内容を担当が展開し、聖書科教員が、今まで通り聖書科でキリスト教倫理を時事問題と絡めても指導することになる。ますます、教員間の協働が求められる。
- #### 3. キリスト教学校から牧師、宗教主事が消える？
- ・現段階の動きでは、私学教育の独自性から

「宗教科」および「宗教科教員免許」は消えることはないと思われるが、道徳の教科化が進み、「聖書科」がなくても済むようになると、キリスト教学校に、「牧師」待遇で教員枠と別に招聘できない学校は、「聖書科」教師として、学校に採用されなくなる（経済的に切られる）現実が考えられる。キリスト教学校から牧師・宗教主事が消える心配がある。

- ・すでに聖書の専任教員がいない、「非常勤まかせ」の学校が存在している現実がある。
- 4. 教員採用・研修の課題（cf. キリスト教学校教育同盟『教師をめざす君たちへ』2007年）
  - ・教員採用におけるクリスチャン・良き理解者の教員の優先採用、教員研修における、礼拝、宗教プログラム、聖書科に関する啓蒙的な研修が必須である。キリスト教そのものと、キリスト教学校教育理解が求められる。
  - ・全教職員に対する、キリスト教学校で働く生き甲斐形成、メンタルヘルス、信仰への導き、霊的な成長へのケアの充実により心を割く必要がある。
- 5. キリスト教大学の教職課程の課題（公立校、一般私立、キリスト教学校への教員養成）
  - ・キリスト教大学では、需要が無くなれば、ただでさえ履修者が少ない「宗教科」の教職課程が消される可能性が出てくる。
  - ・キリスト教大学は、すべての免許課程における「道徳教育研究」担当教員にどのような教員を充てるかの課題がある。同時にどのような内容構成にするのかも問われる。  
 （例）ICUではクリスチャン教員が、「道徳教育研究」を担当して、キリスト教学校向けの指導が出来ている。しかし、今後道徳が教科化された場合、公立学校への教員養成の課題がある。また、それは文科省の視察にも耐えられるものでなければならない。公立小・中学校の教育実習で担任指導となり、検定教科書による「道徳」指導も求められるからである。
  - ・キリスト教大学は、キリスト教学校における礼拝等宗教プログラムに強力に協力でき

る、聖書科以外の全教科教員の養成に努める必要がある。学校教育すべてにわたって、キリスト教道徳・倫理に基づく指導、キリスト教学校教育の立場でクリティカルな指導の出来る教員の育成が緊急に望まれる。道徳の教科化とともに、学校教育すべてにわたって道徳教育が求められるからである。

#### 6. 幼稚園・高校問題

先に述べた中教審 教育課程部会「道徳教育専門部会」2014年（平成26年）9月19日「答申案」では、今後の指導要領改訂においての、幼稚園教育要領内容、高等学校への新科目設置提案まで踏み込んでいる<sup>9</sup>。幼稚園段階では、「遊びを通じた問題解決型の指導」程度の記述にとどまっているため、現教員たちで対応可能と考える。しかし、高校段階では、次期指導要領での新科目「人生科」の設置まで提言されている。審議の過程では「公共」の提案もあった。すぐの実施は、大学の養成課程の免許課程とのかかわりで難しいと考えるが、視野に入れておく必要がある。むろん、現在の高校に「宗教の代替」規定はない。担当教員問題と合わせて、キリスト教学校の課題となろう。

#### 7. 道徳の内容4領域と下位項目確認の必要

キリスト教学校の聖書科を含むすべての教育活動が“道徳4領域24項目”を網羅しているかの検証が必要である。道徳教育の内容については、各学年段階（1－2年、3－4年、5－6年、中学校）とともに、「1主として自分に関すること」「2主として他の人とのかかわりに関すること」「3主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」「4主として集団や社会とのかかわりに関すること」の4領域（中学校の場合下位項目24項目）が設定されている。

本論文では省略するが、筆者は、中学校の聖書科の指導項目、礼拝で取り上げるテーマ、聖書科以外の教科・総合的な学習・特別活動・課外活動が上記4領域24項目をカバーできるか検証中である。第4領域の（7）愛校心、（8）郷土愛、（9）日本人としての自覚、文化の継承と創造、の3項目は、聖書科でカバー

するのは難しいが、学校教育全体では十分カバーできる。現在、筆者の卒論ゼミに属する2名の学生が、母校の教育活動を振り返って調査している。一人は母校の中学校の聖書科の指導項目がカバーできているかチェックしている。ほとんど筆者と同じ結果である。もう一人は、高校ではあるが、キリスト教学校の寮教育が4領域24項目を満たしているか調べている。特に第4領域に効果的であることが明らかになってきている。日本キリスト教教育学会の課題研究、キリスト教学校教育同盟に属する有志の教員たちも取り組みは始めている。

## V. キリスト教学校教育は、道徳教育に真の土台を

### 1. 発想の転換

日本の道徳教育には、過去や現在の推進派の考え方・価値観にはいろいろ問題があり、キリスト教学校は確かに警戒する必要がある。しかし、考えるべきことは、第一に、“道徳教育”そのものを根本的に否定する考え方はいかなものかという点である。国のめざす道徳教育の内容と展開の方法に警告を発する必要と、キリスト教道徳（キリスト教倫理）とを分けて議論する必要がある。例えば、内村鑑三が、「2つのJ」の主張とともに、神への愛を第一に人への愛を議論、キリスト教は高いレベルの道徳をもたらすとした考え方<sup>10</sup>を挙げたい。

第二に、キリスト教学校の聖書科は教会における聖書そのものの学びとは異なるという視点である。キリスト教学校における聖書科は、（今回道徳教育を求められようとしている）幼稚園から高校の幼児・児童・生徒たちが直面する世の中の様々な問題にキリスト教から光を投げかけ、それぞれに屈しない聖書の教え（知識と価値観）を知らせ、生き方の土台ともなるイエス・キリストに導く使命を帯びている。すなわち、知識にとどまらない、高い次元のキリスト教道徳・倫理を身につけ、世の中の矛盾に立ち向かえる力を養う目的を意識すべきである。むろん、文科省が“教科としての道徳に限らず、すべての教育活動を通して行われるべき”と唱えているように、キリスト教学校も、聖書科のみならず、すべての教育活動を通して、

そのキリスト教道徳・倫理が身につくように、その教育内容・方法を考慮する必要がある。

### 2. キリスト教教育の意義と道徳教育

キリスト教教育は、子どもたちの生き方をより良いものとするキリスト教道徳・倫理という土台を与え、さらに、道徳“意識”のレベルの向上に貢献する。前述のコールバーグの道徳性発達理論における、最上位の博愛をもととする第6段階へと導くからである。具体的な聖句を3つ挙げておく。

- ・サムエル記上16章7節：「私が見る所は人とは異なる、人は外の顔かたちを見、主は心を見る。」
- ・マタイによる福音書7章12節：「何事でも人々からして欲しいと望むことは、人々にもその通りにせよ。」
- ・出エジプト記20章3節～17節：十戒（神と人に対する戒め）

### 3. キリスト教学校の重要な課題：キリスト教道徳・倫理の実践的応用

聖書自体の学びで子供たちは、キリスト教道徳・倫理を自分の生き方に応用できない事が多い。ICUの「教職原論：中等教育入門」における、各論「性教育」のグループ・ディスカッション時に、キリスト教学校出身の学生が、「私は博愛とか自己犠牲ということを知った。お付き合いしている男子学生の性的欲求に応じてあげることは良いことではないか。」とびっくりする論法で発言した。今一つ大事なキリスト教道徳・倫理が理解されていない。聖書科のみならず、キリスト教学校の教育内容（カリキュラム）と方法（活動、実践）では、具体的な事例での啓蒙が求められている。1つ事例を挙げておく。性教育に関しても聖書科としても光を投げかけ（他教科や外部の講演者に任せるとはならず）、彼らがより良い生き方が出来る土台となるキリスト教道徳・倫理を提示して欲しい<sup>11</sup>。

“相手に最も誠実になるべき”性教育とは、「避妊教育」でもなく、「性感染症・エイズ脅し教育」でもなく、「人を愛する」とはどういうことなのか（+キリスト教の倫理観・価値観に根ざした）、“相手に最も誠実になるべき”「性」4点について考えさせたい。

- ①「生命の尊厳」、②「人権」、③より良い「生

き方」(+クリスチャンは「神の導き」を求めて)、  
④「人を愛するということ」:「博愛」と「何人も入り込めない夫婦の愛」の違い、「自己犠牲」の思い違い、の4点である。

## VI. 結びとして

キリスト教学校が、「道徳の教科化」を「聖書科は今まで通り道徳の代替とできる」ので、今日の動きに関心を示さず、傍観していることは危険である。実施されれば、先に述べたような大きな矛盾に誰もが気づき、特に道徳教育推進派の人たちは、その矛盾を正そうとするであろう。その時に、キリスト教学校は、単に道徳教育反対を唱えていられるだろうか。また、検定教科書拒否を言われていられるだろうか。明治の時代に内村鑑三がキリスト教の立場で論陣を張り、高いレベルの道徳を主張したように、今日のキリスト教学校は、幼児教育から聖書科をはじめとするすべての教育活動をより良いものに改革し、より高いレベルの道徳・倫理の教育活動が含まれていることを説明できるよう準備をする必要がある。

### <註>

1. 「教科」の3条件としての、①検定教科書、②点数評価、③専門の教員免許が揃わないため「特別の教科 道徳」とした。
2. 教員養成、研修、教員免許状については、養成課程の道徳の単位増(理論、実践)、教育実習時の道徳担当を必須に(キリスト教大学の養成課程、キリスト教学校を母校とする実習生の教育実習問題あり)、教員の校内研修、管理職研修の徹底(教員研修センター等の様々な教員研修の私学の弱さの問題)、専修 免許状に専門性の明記等を提言
3. 全面改訂版『心ノート』は、それぞれ4領域 ① 主として自分に関すること、② 主として他の人とのかわりに関すること、③ 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること、④ 主として集団や社会とのかわりに関することからなり、以下の学年ごとに作成されている。

小学校1、2年

『わたしたちの道徳』 総ページ数160ページ

小学校3、4年

『わたしたちの道徳』 総ページ数176ページ

小学校5、6年

『私たちの道徳』 総ページ数192ページ

中学校

『私たちの道徳』 総ページ数240ページ

4. <http://www.toben.or.jp/message/testpdf/20140707.pdf> (2014年10月10日)  
PDF版 7-8頁 文中の報告書とは、2013年12月26日の「道徳教育の充実に関する懇談会」の報告書である。意見書の「6.結論」の部分である。
5. 道徳教育の充実に関する懇談会(第2回)配布資料7「諸外国における道徳教育の状況について」
6. ローレンス・コールバーグ著 岩佐信道訳『道徳性の発達と道徳教育』麗澤大学出版会 1987
7. トーマス・リコーナ著 三浦正訳『リコーナ博士のこのころの教育論:「尊重」と「責任」を育む学校環境の創造』慶應義塾大学出版会, 1997
8. 教科書は法的に使用義務がある。しかし、(極端な政治的、思想的な偏りがなければ,)副読本、教員の自作プリント等、様々な考え方を紹介、キリスト教学校としての主張が出来る。筆者は、『私たちの道徳』、その後の検定教科書も使い方次第であると主張している。キリスト教倫理も押しつけ的に一方的に指導されている事例が多く見られる。むしろ、クリティカルなもの見方・考え方の指導が出来るからである。ただし、かなりの信念と能力のある教員が求められる。
9. 2014年10月21日、中教審は上記答申案に基づき『道徳に係る教育課程の改善等について』の答申を行った。今後教育課程部会が「特別の教科 道徳」の指導要領の作成に入る。
10. 内村鑑三「社会と道徳」『内村鑑三全集30』岩波書店 1982 134頁 など
11. 以下の3点を参照のこと  
①町田健一「キリスト教学校教育における性教育のあり方に関する研究」『キリスト教教育論集』第11号, 日本キリスト教教育学会, 2003年5月20日, 37-49, 96頁  
②町田健一「性教育におけるどのような情報が学生たちを態度変容・行動変容へと導いたか?—キリスト教学校教育に携わる教員の養成と研修に対する提言—」『キリスト教教育論集』第12号, 日本キリスト教教育学会, 2004年5月20日, 69-81頁



③町田健一「危機に立つキリスト教主義学校の性教育～キリスト教学校・カトリック学校調査から可能性と課題を考える～」『国際基督教大学学報 I-A 教育研究』、第52巻、国際基督教大学教育研究所、2010年3月31日、1-15頁

